

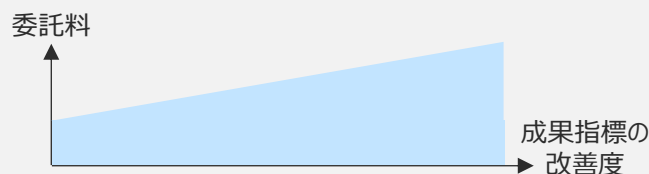
質の高い保健事業の実施に向けて、PFS（成果連動型委託契約）を活用してみませんか？

- PFSとは、保険者が民間事業者に委託して実施させる保健事業のうち、実現したい成果に対応した成果指標が設定され、当該成果指標の改善状況に連動して委託料が支払われる手法です。

PFSはどのように保健事業の質を高めるの？

成果に応じた対価を支払うことで

PFSは、成果の達成度が小さいと支払う対価が小さくなり、成果の達成度が大きいと支払う対価が大きくなります。



1

質の高いサービスを受けられる

サービス提供者にとっては**質の高いサービスを提供する**動機が働くため、**これまで以上に高い成果を創出するチャンスが生まれます。**

2

限られたお金を有効に活用できる

保険者にとっては**成果が出ない取組に対する支出を抑えることができるため、効率的な財源の活用が見込めます。**

PFSはどうやって導入するの？

1

対象テーマの検討

質を高めたい保健事業のテーマ（特定健診・保健指導、生活・運動習慣改善、受診勧奨・重症化予防 等）を設定します。

2

成果指標の設定

対象テーマに対応して、その効果を表す指標（特定健診受診率向上、特定保健指導実施率、運動習慣の定着者数 等）を設定します。

3

支払条件等の設定

主に「事業期間」や「支払条件」（成果指標の改善度に応じた委託料の支払額。成果指標ごとに設定）を設定します。

事業開始までの約半年～1年の間で、発注者とサービス提供者が上記3つのステップに沿って検討を行います。

経済産業省では（株）日本総合研究所に委託し、PFSの案件組成に関する無料の相談窓口を設置しております。ご関心のある方は、URLの申込ページよりお申込みください。
https://www.jri.co.jp/seminar/250516_670/detail/